

管理部門	訪問看護ステーション「こまほす」
版数	第2版
制定（改訂）年月日	令和6年（2022年）12月5日

長野県立こころの医療センター駒ヶ根 訪問看護ステーション「こまほす」運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立こころの医療センター駒ヶ根訪問看護ステーション「こまほす」（以下「訪問看護ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、訪問看護ステーションの円滑な運営を図るとともに、訪問看護ステーションが実施する指定訪問看護に係る事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護等の提供を確保することを目的とする。

（事業の目的及び運営の方針）

第2条 指定訪問看護等の提供にあたっては、利用者に対して在宅及び地域における生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努める。

2 指定訪問看護等に係る事業の実施にあたっては、公共機関並びに地域の保健、医療及び福祉サービス事業者との連携を図り、総合的なサービスの提供ができるように努める。

3 他の事業所の求めに応じて、精神科訪問看護の知識・技術のサポートといった人材育成に努める。

（事業所の所在地）

第3条 事業所の所在地は、次のとおりとする。

長野県駒ヶ根市下平 2901 番地

（職員の職種員数）

第4条 訪問看護ステーションに次の表に掲げる職員を配置する。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 所長 | 1名 |
| (2) 副所長 | 2名 |
| (3) 管理者（看護師） | 1名 |
| (4) 訪問看護師 | 4名 |
| (5) 事務長 | 1名 |

2 職員は兼務とすることができる。また、長野県立こころの医療センター駒ヶ根との兼務も可とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。

(2) 営業時間

午前9時から午後4時30分までとする。

ただし、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分とする。

(指定訪問看護等の内容)

第6条 指定訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活支援

(2) 医療継続支援

(3) 病状悪化の早期発見、危機介入

(4) 家族を含む環境調整

(5) 社会資源の活用

(事業の実施地域)

第7条 指定訪問看護等に係る事業の実施地域は、伊那市、駒ヶ根市、辰野町を除く上伊那郡全域及び下伊那郡松川町の区域とする。

(指定訪問看護等の利用料)

第8条 指定訪問看護等の利用料は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

(2) 地方独立行政法人長野県立病院機構使用料及び手数料規程に掲げる事項については、同規程に定める基準により、利用者が負担する額とする。ただし、訪問先への交通費については利用者に請求しない。

2 利用料の内容及び金額については、別途定める料金表によって利用者やその家族に対し説明を行い、同意を得るものとする。

(秘密の保持)

第9条 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又は利用者の家族及びその他関係する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 管理者及び訪問看護師は、指定訪問看護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変又はその他緊急事態が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を

行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問看護師は、前項に規定する手当等を行った場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故対応)

第 11 条 管理者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生したときには、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとする。

(苦情対応)

第 12 条 管理者は提供したサービスにかかる苦情について、速やかにかつ適切に対応しなければならない。

(虐待防止)

第 13 条 訪問看護ステーションは利用者の人権の擁護・虐待等の発生または再発防止のために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための職員に対する研修の実施
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) その他防止のために必要な措置

- 2 所長は、訪問看護の提供中に訪問看護ステーション職員または養護者（利用者家族等高齢者・障がい者を現に養護する者。）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(衛生管理等)

第 14 条 管理者は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行わなければならない。

- 2 訪問看護ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理は長野県立こころの医療センター駒ヶ根院内感染予防対策マニュアルに準ずる。
- 3 感染対策を講じる必要があると判断したときには、長野県立こころの医療センター駒ヶ根院内感染予防対策マニュアルに準じ、速やかに対応しなければならない。

(記録)

第 15 条 訪問看護ステーションには、次のとおり記録を備え付けるとともに、当該記録を作成し、又は取得した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問看護指示書
- (2) 訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書
- (4) 訪問看護記録書

- (5) 市町村への通知等に関する記録
- (6) 苦情に関する記録
- (7) 事故の状況及び対応に関する記録

2 前項に定めるものの他、長野県立こころの医療センター駒ヶ根が定める基準に従い、指定訪問看護等に係る事業の記録を整備するとともに、必要な期間保存しなければならない。

(その他)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、指定訪問看護等に係る事業の運営に必要な事項は、訪問看護ステーション所長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 12 月 5 日から施行する。